

別表第3 小規模保育事業（B型）（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算（区分1及び区分2）								
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定				保育短時間認定				
				基本分単価 〔注1〕 ⑥	基本分単価 〔注1〕 ⑥	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	〔注1〕	
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	204,750	(274,320)	199,440	(269,010)	+	1,920	(2,610)	×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.5(c) (3.5(c)))	1,870	(2,560)	×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.4(c) (3.5(c)))
			乳 児	274,320		269,010		+	2,610		×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.5(c) )	2,560		×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.5(c) )
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	159,350	(228,920)	155,990	(225,560)	+	1,470	(2,160)	×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.5(c) (3.5(c)))	1,440	(2,130)	×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.4(c) (3.5(c)))
			乳 児	228,920		225,560		+	2,160		×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.5(c) )	2,130		×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.5(c) )

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育士比率向上加算					障害児保育加算（1歳児配置改善加算無し）※特別な実現が必要な利用子どもの単価に加算										
				処遇改善等加算（区分1及び区分2）					処遇改善等加算（区分1及び区分2）										
				(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)					
10/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児	+	14,580	(24,300)	+	150	(250)	×	(加算率 (a) + 加算率 (b))	+	139,140	(69,570)	+	1,390	(690)	×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.4 (c) (3.5 (c)))
			乳児	+	24,300		+	250		×	(加算率 (a) + 加算率 (b))	+	69,570		+	690		×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.5 (c))
	13人から 19人まで	3号	1、2歳児	+	12,890	(22,610)	+	130	(230)	×	(加算率 (a) + 加算率 (b))	+	139,140	(69,570)	+	1,390	(690)	×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.4 (c) (3.5 (c)))
			乳児	+	22,610		+	230		×	(加算率 (a) + 加算率 (b))	+	69,570		+	690		×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.5 (c))





地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	遊具施設を 設定しない 場合 ⑤	食事の搬入につ いて自衛調理又は遊 具施設等からの搬 入以外の方法によ る場合 ⑥	管理者を配置していない場合			土曜日に閉所する場合				安全計画の策定等 をしていない場合 (注3) ⑧a	経営情報等の報告を 行っていない場合 (注3) ⑧b	定員を恒常的に 超過する場合 ⑨
						処遇改善等加算(区分1及び区分2) ⑩	加算率(注2) ⑪	加算率(注2) ⑫	月に1日土曜日を 閉所する場合	月に2日土曜日を 閉所する場合	月に3日以上 土曜日を閉所する 場合(右欄の場合 を除く。)	全ての土曜日を閉 所する場合			
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1,2歳児  乳 児	1,650	$(⑥+⑦+⑧) \times 10/100$	41,660	$410 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 0.9(c))$	$(⑩+⑪+⑫) \times 2/100$	$(⑩+⑪+⑫) \times 4/100$	$(⑩+⑪+⑫) \times 6/100$	$(⑩+⑪+⑫) \times 9/100$	1,350	$⑩ \times 5/100$	$(⑩ \sim ⑫) \times 79/100$	
	13人 から 19人 まで	3号	1,2歳児  乳 児	1,040	$(⑥+⑦+⑧) \times 9/100$	26,310	$260 \times (加算率(a) + 加算率(b) + 0.9(c))$	$(⑩+⑪+⑫) \times 2/100$	$(⑩+⑪+⑫) \times 4/100$	$(⑩+⑪+⑫) \times 7/100$	$(⑩+⑪+⑫) \times 9/100$			<small>(福島その他の地域) 各月前日の利用子ども数</small> 20人~30人 $(⑩ \sim ⑫) \times 80/100$ 31人~40人 $(⑩ \sim ⑫) \times 75/100$ 41人~ $(⑩ \sim ⑫) \times 70/100$	

加算部分2

処遇改善等加算（区分3） ㉔	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額				※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別途通知する。
	・ 処遇改善等加算（区分3）－①	49,060 × 人数A			
	・ 処遇改善等加算（区分3）－②	6,130 × 人数B			
冷暖房費加算 ㉕	1 級 地	2,020	4 級 地	1,400	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地～4 級地：寒冷地手当法別表に規定する1 級地～4 級地に該当する地域 激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当法別表に規定する4 級地に該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外の地域 その他地域：1 級地～4 級地及び激変緩和地域以外の地域
	2 級 地	1,790	激 変 緩 和 地 域	1,050	
	3 級 地	1,770	そ の 他 地 域	120	
除雪費加算 ㉖	6,620				※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ㉗	171,160 ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ㉘	100,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算 ㉙	A	基本額 ( 88,400 + 880 × ( 加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.5 (c) ) )	処遇改善等加算（区分1及び区分2）	÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士等を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設
	B	基本額 ( 50,000 + 500 × (加算率 (a) + 加算率 (b)) )	処遇改善等加算（区分1及び区分2）	÷ 各月初日の利用子ども数	
	C	基本額 10,000		÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算 ㉚	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算 ㉛	A	60時間以上	150,450	÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：障害児受入施設 ※複数の区分に該当する場合、いずれかの区分のみ加算する。
	B	30時間以上60時間未満	75,220	÷ 各月初日の利用子ども数	
保育ICT推進加算 ㉜	180,000 ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（注2）処遇改善等加算（区分1及び区分2）の加算率において、（a）は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

（注3）令和8年度においては7月から加減調整する。